

瀬戸内海環境保全特別措置法制定50周年記念事業 企画・運營業務委託公募型企画提案コンペ募集要領

1 委託業務名

瀬戸内海環境保全特別措置法制定50周年記念事業企画・運營業務

2 趣旨・目的

瀬戸内海環境保全知事・市長会議（以下「当会議」という。）では、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）制定50周年を迎える令和5年度に、豊かで美しい里海としての瀬戸内海の重要性を再認識し、文化、景観等豊富な地域資源を有する瀬戸内海の魅力を広く発信するため50周年記念事業を実施するにあたり、記念式典だけにとどまらず、未来に向け、令和5年度以降の持続可能性を担保した企画・運営事業とするとともに、高校生や大学生など次世代を担う若者層をはじめ幅広く国内外や一般の方々にも興味・関心がもたれ、社会的認知・地域振興へ向けた産官学連携や異業種間交流も見据えた事業展開を目指す。

については、本業務を実施するにあたり、事業者を公募し、企画提案コンペ方式により選定する。

3 概要

(1) 業務内容

「瀬戸内海環境保全特別措置法制定50周年記念事業企画・運營業務委託仕様書」のとおり。なお、仕様書は基本的な業務内容を示したものであり、公募型企画提案コンペにより提案を受け、事業者を決定した後、必要に応じて仕様を追加・変更した後、契約を締結する。

追加・変更する業務内容については、事業予定者と当会議が協議し、定めることとする。

(2) 業務実施期間

- ・令和4年度：委託契約締結の日から令和5年3月31日まで
- ・令和5年度：令和5年4月1日から令和6年1月31日まで

(3) 委託料

- ・令和4年度：金2,500千円（消費税及び地方消費税含む）以内

※本業務の契約は、年度ごとに分けて行うこととし、令和5年度の契約は令和5年4月1日に締結することとする。

4 応募要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 当会議の指示及び状況の変化等に柔軟に対応できる者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

5 提出方法

(1) 参加申込

- (ア) 期限 令和 4 年 12 月 16 日（金）午後 5 時
- (イ) 方法 参加申込書（様式）を下記 8 の担当課あて電子メールで送信の上、電話でメールの受信を確認すること。

(2) 提案書等の提出

- (ア) 提出期間 令和 4 年 12 月 23 日（金）から令和 4 年 12 月 28 日（水）まで
- (イ) 提出場所 下記 8 のとおり
※提出日時を事前に連絡すること。

(ウ) 提出資料

別添「企画提案応募提出書類一覧」のとおり

(3) 説明会

実施しない。

(4) 質疑

不明な点は電話、電子メール等で令和 4 年 12 月 20 日（火）午後 5 時までに問い合わせること。公平性確保のため、他の参加予定者に質疑内容を公開する場合がある。

(5) プレゼンテーション

必要に応じ実施する場合がある。実施する場合の日時等については、別途通知する。

6 審査・選定等

(1) 審査・選定

(ア) 審査委員会において、提案内容、実施体制等を総合的に判断し、最も優れた事業者を選定する。審査は、原則として書面審査とし、必要な場合のみプレゼンテーションを実施する。

(イ) 事業者を選定後、提案内容について協議・調整を行った上で、契約を締結する。

(2) 審査結果の通知

応募者全員に審査結果を通知する。

7 その他

(1) 適当な提案がない場合は、再提出を求めたり、選定を見合わせたりすることがある。

(2) 提案内容に関する事項その他仕様書に定めのない事項については、当会議の指示に従うこと。

(3) 採用された提案内容や、全ての制作物の著作権については、当会議に帰属するものとし、当会議の判断で自由に使用し、また、使用させることが出来るものとする。また、その使用については、期限がないものとする。

(4) 制作物については、著作権の侵害が発生しないようにし、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら当会議の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

(5) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(6) 提出された提案書等は返却しない。

(7) 共同企業体での参加を認める。

(8) 選定後の業務の実施に際しては、受託者と当会議で十分協議を行って進めるものとし、受託者の判断で内容を変更する場合は、当会議の承認をあらかじめ受けなければならない。

(9) 採用決定後、契約締結までの間に選定者が入札参加資格制限に該当した場合又は兵庫県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

(10) 採用後契約時に当会議を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。

(11) 契約条項等は、下記 8 の担当課において閲覧に供する。

8 提出先・問い合わせ先

瀬戸内海環境保全知事・市長会議事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 兵庫県庁第 1 号館 2 階

兵庫県環境部水大気課内

電話 078-362-3291 (直) FAX 078-362-3966

メールアドレス mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp